

令和2年（ウ）第4号 保全異議申立事件

債権者 [REDACTED] 外2名

債務者 四国電力株式会社

準備書面1-(7)

(地震一中央構造線)

令和2年11月30日

広島高等裁判所第4部 御中

債権者ら代理人弁護士 中 村



同 弁護士 河 合 弘 之



債務者提出の令和2年10月30日付け補充書（5）【p. 51～57】第3「準備書面1-(3)（地震一中央構造線）について」に対して、以下のとおり反論する。

第1

1 「第二版の『伊予灘南縁、佐田岬半島沿岸の中央構造線については現在までのところ探査はなされていないために活断層と認定されていない。今後の詳細な調査が求められる。』との記載について

債務者は、「第二版の『伊予灘南縁、佐田岬半島沿岸の中央構造線については現在までのところ探査はなされていないために活断層と認定されていない。

今後の詳細な調査が求められる。」との記載については、新しい知見として取り扱わず、原子力規制委員会が第二版の結論として記載されたものでないと判断した旨主張する。

伊予灘南縁、佐田岬半島沿岸の中央構造線に初めて言及があったのは、令和2年1月17日になされた抗告審（御庁平成31年（ラ）第48号）決定以後に開催された原子力規制委員会（乙514号）であるが、債務者から詳細な調査をした旨の報告はなかった。

また、活断層の有無について調査する必要性を指摘する部分について、「原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合」において、検討されたことはなかった。

債務者の主張は何ら理由がなく、主張は失当である。

第2

1 債務者は、乙126号証は、海底谷が通常よりも速い潮流によって削られた地形であって活断層によるものではないことを説明するためのものであると主張する。

しかし、潮流による浸食と活断層の存否は本来別の問題である。乙126号証の2頁の「コメント概要」には「敷地全面の海底の凹みについて音波探査記録を提示すること」との記載があり、「海底谷の成因は潮流による浸食と評価される」（同6頁）との記載がある。また、8頁から14頁には「海底谷のところで水平な地層がけずられており、海底谷は潮流による浸食を受けて形成されたと評価される。」との記載があることからも、乙126号証は海底谷が潮流によって浸食されたものであることを説明するだけで、活断層の存否に関する資料ではなし。

また、債務者は乙126号証7頁では他機関の見解を引用しつつも海底谷が活断層ではなく、潮流によって形成された地形であることを説明するための資料であると主張する。

しかし、国土地理院の「1993、沿岸海域基礎調査報告書（郡中地区）（甲1218号証 沿岸海域基礎調査の作業工程），及び「2001、沿岸海域基調調査報告書」（甲1219号証）はそれぞれ郡中地区、伊予長浜地区の沿岸部土地条件調査、海底地形調査、底質調査、海底土地条件調査を行ったのであり、海底谷が活断層であるかどうかに関する資料ではない。

さらに、「伊予灘～佐賀関沖MLT活断層系の広域イメージングとセグメント区分」は「伊予灘～佐賀関沖海域に分布するMLT活断層系（中央構造線活断層系）の詳細分布、活動性などを明らかにすることを目的として、活断層研究センターと株式会社四国総合研究所とが平成12年～13年度に実施した」ものである（甲1220号証）。

海底谷が活断層であるかどうかに関する資料ではない。

債務者の乙126号証は海底谷が活断層であるかどうかに関する資料ではなく、コメント概要に記載されている通り、単に「敷地前面の海底の凹みに」に関する資料に過ぎない。債務者の主張は、何ら理由がなく主張は失当である。

2 債務者は乙126に記載されている資料と同様の資料は、「海上音波探査記録として一覧で掲載されているものではないし、津波に関する審査資料であつたことから検索が容易ではなかった旨主張する。

しかし、目次に海上音波探査記録との記載（甲1107号）があつたり、表題に「敷地前面海域の海上音波探査記録集」との記載（甲1108号）があつ

たりしたのであるから検索が容易な資料があった。検索が容易でなかったから資料として採用されなかつたとの債務者の主張は何ら理由がなく主張は失当である。

3 債務者は「債権者らの主張は、別府重点の評価結果が意味するところを理解していないものであって、理由がない。」と主張し、別府重点（乙345）の評価結果は「地質境界としての中央構造線が活断層でないとする既許可の審査結果」を肯定するものであると主張し、次のような記載を指摘する。

しかし、債務者が指摘する記載部分は重要な結論部分が指摘されておらず、債務者の主張には何ら理由がなく主張は失当である。以下理由を述べる。

(1) 債務者は、『「豊予海峡セグメント」について、既往の文献に加えて独自の調査も行った結果を踏まえ、「北に向かって低下する三波川変成岩類の上面深度が会合部付近を境により深く変位しているように見え、地質構造と断層が斜交している可能性を示唆する。」』（乙345号証、413頁）、「会合付近にて三波川変成岩類上面に食い違いがみられる。」（乙345号証、416頁）の記載があることから、高角の断層が地質境界に変位を与えていたとする結論を導いていると主張している。

(2) まず、乙345号証には、断層帶の深部構造の検討について、「中央構造線断層帶の伊予灘区間が、深さ2km以浅では高角北傾斜で横ずれ断層であるという知見（四国電力株式会社、2015）を踏まえた検討を行う。」とし、さらに構造発展史を踏まえた検討は今後の課題とする旨の記載がある。

また、乙345号証には、債務者の「中央構造線断層帶の伊予灘区間が、深さ2km以浅では高角北傾斜で横ずれ断層であるという知見」を踏まえた検討を行っているだけであり、債務者の知見が実体を解明していると判断して

いるのではないことは、「構造発展史を踏まえた検討は今後の課題とするしている。」との記載からも明らかである。

(3) 債務者が指摘する部分「北に向かって低下する三波川変成岩類の上面深度が会合部付近を境により深く変位しているように見え、地質構造と断層が斜交している可能性を示唆する。」の後、「会合部の深部における反射面の実体の解明が課題である。」としている。

乙345号証は、単に地質構造と断層が斜交している可能性を示唆するだけであり、会合部の深部における反射面の実体の解明を今後の課題としていることからも明らかである。

(4) 債務者は、豊予海峡部における音波探査断面のJ側線の再解析結果深度断面図（図3.3.9-7）の説明部分の記載の一部（会合部付近にて三波川変成岩類上面に食い違いが見られる。）のみを抜き取って、高角度の断層が地質境界に変異を与えていているとする結論を導いていると主張している。

しかし、本文では、「豊予海峡部における音波探査断面（J側線、図3.3.9-7）には、横ずれを示唆する堆積層内の変形（CDP2400から2150）が三波川変成岩類と領家花崗岩類の会合部に収斂する様子が見られる。」とし続けて、「また、北に向かって低下する三波川変成岩類の上面深部が会合部付近を境により深く変位しているように見え、地質構造と断層が斜交している可能性を示唆する。会合部の深部における反射面の実体の解明が課題である。」と記載されている。

債務者は乙354号証の一部のみを抜き取ってあたかも自己に有利であるかのように主張しているが、乙354は「会合部の深部における反射面の実

体の解明が課題である。」旨述べられており、債務者に主張には何ら理由がなく、主張は失当である。

以上